平成２７年9月１日

平成２６年度　教育情報の公表

学校法人　華学園
華 学 園 栄 養 専 門 学 校

学校法人華学園　華学園栄養専門学校は、平成２６年度学校情報について、以下の通り報告致します。

１．基準項目ごとの学校情報

基準１　　学校の概要・目標及び計画	
【概要】	1. 学校の概要 (1)華学園栄養専門学校は、専修学校専門課程として 1980（昭和 55）年度認可の栄養士課程（2 年制）と 2009（平成 21）年度認可の管理栄養士課程（4 年制）の 2 課程で構成されている。 学生数は、栄養士課程 1 学年 160 名・2 学年の計 320 名、管理栄養士課程 1 学年 40 名・4 学年の計 160 名、合計 480 名である。 (2)学園は、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を学生に教育してエキスパートを養成することを目的として、実務に関する知識・技術及び技能についての組織的教育を担う高等教育機関としての教育環境の拡充に努力している。 (3)学生の現状では、入学定員充足率は高校及び大学卒業生等の入学により 100%であり、また卒業時には就職さらに大学進学等の道を拓いており進路の達成率は 100 パーセントを維持している。 (4)学校は、建学の精神と行動指針を重んじて、規則正しい生活習慣と礼儀作法を重視した校風と教育理念に基づき、特色ある教育を実践している。 (5)校長・教育担当校長補佐は、常に授業参観を行い、実態を把握し、改善策を講じている。 2. 目標 (1)建学の精神 「華学園の教育を通じて、時代の求める職業人を育成し、社会の発展に寄与すること」 (2) 校訓 誠意、熱意、創意 (3) 行動指針 ・社会のニーズを知り、技能を修得し、知識と礼節を身につけること ・チームワークを大切にし、成果を達成するようマネージメントをすること ・旧来の枠にとらわれず柔軟な発想で改善を図ること ・ビジョンと目標を持って仕事に挑戦し、リーダーシップを発揮すること。 (4) 教育のポリシー 時代に即した社会のニーズに応ずることのできる人材を育成する。 学生教育のために、専門的知識と技能を有し人格の優れた教員を確保することを基本とし、さらには、最新の知見に基づき分野間の教育の連携を図るとともに研究能力を有し、エビデンスを重視した教育の実践が確保できる者とする。 (5) 研究への取り組み 教育機関にあっては「教育研究」の推進は不可欠である。そこで、本学に於いては 2012（平成 24）年度より栄養指導センター事業として、華学園栄養専門学校「研究紀要」を発刊し、毎年度の発刊を実施している。 その内容は、論文・総説・研究ノート・実践報告等であり、それらの内容は各種学会発表や学園祭・学内のポスター発表等を集録したものである。 紀要は、全教員に配布し、内容の修得と研究への動機づけとし、学校の金字塔として国会図書館にも登録（ISSN 2187-1183）し、またご指導いただいている関係機関に配布している。

【校長名】	原　正俊
【所在地】	〒110-8662　東京都台東区根岸1-1-12
【連絡先】	（電話）03-3875-1111
【沿革・歴史】	昭和21年「華洋裁研究所」を創立。 昭和33年　学校法人「華学園」に組織を変更。 昭和36年　栃木県那須高原に那須山荘（研修施設）を開設。 昭和46年　神奈川県三浦半島に三崎研修所を開設。 昭和55年「学校法人華学園栄養専門学校」を設立。東京都知事認可。厚生大臣（現厚生労働大臣）より栄養士養成施設として指定を受ける。 平成3年「6号館」完成。 平成7年　文部大臣（現文部科学大臣）より栄養士科が「専門士」の称号付与できる課程として指定を受ける。 平成8年　「華学園」創立50周年を迎える。 平成10年「新3号館」完成。 平成15年「7号館」完成。 平成18年　創立60周年記念館「8号館」完成。 平成21年　華学園栄養専門学校栄養専門課程に「管理栄養士科」を開設。厚生労働大臣より管理栄養士養成施設として指定を受ける　。 平成22年　文部科学大臣より管理栄養士科が「高度専門士」の称号付与できる課程として指定を受ける。 平成26年　文部科学大臣より「職業実践専門課程」として認定を受ける。
【その他の諸活動に関する計画】	1.平成26年度年間行事計画 5月　ＡＥＤ講習会　（管理栄養士科２年） 6月　富士（御殿場）研修：国立中央青少年交流の家（栄養士・管理栄養士科１年） 6月　テーブルマナー（洋食）（管理栄養士科４年） 7月　臨地実習事前合宿研修（軽井沢）（管理栄養士科３年） 7月　アフタースクールクッキング（管理栄養士・栄養士科１年） 8月　那須山荘研修（管理栄養士科２年） 8月　華の日高校生対象お弁当コンクール（栄養士・管理栄養士の啓蒙活動として） 9月　臨地実習総合発表会（管理栄養士科４年及び２年､３年） 9月　校外研修　（管理栄養士科４年） 9月　生涯学習　アンチエイジングセミナー 10月　校外研修（群馬、こんにゃく工場見学）（栄養士科２年） 10月　チーズ講習会（管理栄養士科４年） 10月　生涯学習　東京都食育フェア参加（予定） 11月　テーブルマナー講習（和食）（管理栄養士科４年生） 12月　栄養士実力認定試験（全栄施協）（栄養士科２年生・管理栄養士科３年生） 12月　給食メニュー作品展（栄養士科２年） 12月　テーブルマナー（洋食）（栄養士科１年） 1月　校外実習発表会（栄養士科２年） 2月　基礎調理技術コンテスト（栄養士科１年） 3月　療養食作品展（管理栄養士科３年） 3月　新入生対象プレ授業（数学・生物・化学） 3月　第29回管理栄養士国家試験（管理栄養士科３期生・卒業生）

基準２　　各学科等の教育	
【入学者に関する受入方針及び入学者数、入学者、卒業・成績評価基準等】	

1. 入学者に関する受入方針

(1)アドミッションポリシー

・コミュニケーション能力が高い者
・学習意欲が旺盛で目的意識のある者
・食物や健康に関心が高い者
・栄養士・管理栄養士としての就職を希望し、社会貢献の意欲がある者

2. 入学者数

平成 26 年度入学生

	女子	男子	総数
栄養士科	145	21	166
管理栄養士科	38	6	44

3. 卒業・成績評価基準

(1) 卒業・進級条件

①栄養士科

卒業条件は、学則に定める単位の履修修了認定である。
最低単位数は 67 単位及び最低時間数は 1,878 時間の履修を持って卒業を認定する。
進級条件は、栄養医療コースでは 34 単位、栄養医療コースでは 33 単位の履修認定を持って進級とする。

②管理栄養士科

卒業条件は、学則に定める 150 単位の履修修了の認定である。
進級条件は、進級条件は、1 年終了時に 38 単位未満の場合、2 年終了時に 76 単位未満の場合、3 年終了時に 114 単位未満の場合進級できない。

(2) 成績評価基準

成績の評価は、出席時間及び定期試験成績、学習評価（臨時試験、各種提出物、講義ノート、レポート等）を総合して行う。
定期試験は筆記試験を原則とし口述試験、論文を持ってこれに変えることができる。定期試験の評価は、100 点満点の評点で表し、優(80 点以上)、良(70～79 点)、可(60～69 点)、不可(60 点未満) で表示する。
実験・実習は実習の成績によって修了を認定することも出来る。

【カリキュラム】

華学園栄養専門学校 栄養士科

	1年 教科目	単位数	2年 教科目	単位数
前期	臨床心理学	1	健康運動理論	1
	国語表現法	1	健康運動実技	1
	社会学	1	健康管理概論	1
	コミュニケーション論	1	解剖生理学実習	1
	コンピュータ入門	1	運動生理学	1
	基礎化学	1	生化学	1
	英語	1	生化学実習	1
	公衆衛生学Ⅰ	1	栄養生理学	1
	解剖生理学	1	食品学各論	1
	食品学総論	1	食品学実習	1

	食品衛生学	1	食品衛生学実験	1
	栄養学総論	1	栄養学各論Ⅰ	1
	栄養学実習	1	臨床栄養学総論Ⅱ	1
	栄養指導論Ⅰ	1	臨床栄養学各論Ⅰ	1
	給食計画論	1	臨床栄養学実習Ⅰ	1
	調理学Ⅰ	1	公衆栄養学	1
			フードマネージメント論	1
	前期合計単位数	16	前期合計単位数	17
後期	社会学	1	解剖生理学実習	1
	生物有機化学	1	生化学	1
	公衆衛生学Ⅱ	1	病理学	1
	社会福祉概論	1	栄養生理学	1
	解剖生理学	1	食品加工学	1
	食品学総論	1	食品加工実習	1
	食品衛生学	1	栄養学各論Ⅱ	1
	栄養学総論	1	臨床栄養学各論Ⅱ	1
	臨床栄養学総論Ⅰ	1	対象別栄養指導演習	1
	栄養指導論Ⅱ	1	公衆栄養学	1
	栄養指導実習	1	栄養調査および情報処理	1
	給食実務論	1	給食管理実習(校内)	1
	調理学Ⅱ	1	給食管理実習(集中)	1
	調理学実習Ⅱ	1	校外実習	2
	調理学実習Ⅲ	1		
	後期合計単位数	15	後期合計単位数	15
	1年次合計単位数	31	２年次合計単位数	32

調理コース 1年次 専門調理実習Ⅰ 1単位	
2年次 専門調理実習Ⅱ 1単位、 臨床栄養調理実習Ⅰ 1単位 (選択必修 食育指導演習 １単位、 スポーツ栄養学実習 １単位)	
医療コース 2年次 医療栄養実務論 1単位、医療・福祉食事論 1単位	
医療・福祉食事実習Ⅰ1単位、医療・福祉食事実習Ⅱ 1単位	
卒業に必要な総単位数 67	

華学園栄養専門学校 管理栄養士科

前期

1年次 教科目	単位	2年次 教科目	単位	3年次 教科目	単位	4年次 教科目	単位
心理学概論	2	カウンセリング論	2	公衆衛生学Ⅱ	2	社会学	2
食生活論	2	衛生統計学	2	生化学実験Ⅱ	1	食糧経済	2
基礎化学	2	健康運動実技	1	食品学実験Ⅱ	1	保健医療福祉概論	2
有機化学	2	解剖生理学実験	1	食品衛生学	2	食品加工学実習	1
基礎生物学	2	病理学Ⅰ	2	高齢者栄養学	2	臨床栄養管理学Ⅰ	2
情報処理演習Ⅰ	1	調理学実習Ⅲ	1	栄養教育論実習Ⅱ	1	保健指導演習	1
英語Ⅰ	2	栄養学実験	1	栄養情報論実習	1	総合演習	
健康運動理論	2	応用栄養学Ⅰ	2	臨床栄養学実習Ⅱ	1	職業指導Ⅰ	2
健康管理概論	2	栄養教育論Ⅱ	2	給食経営管理論	2	職業指導Ⅱ	2
微生物学	2	臨床栄養学概論Ⅱ	2	総合演習	2	総合ゼミナールⅠ	2
生化学Ⅰ	2	臨床栄養学Ⅰ	2			総合ゼミナールⅡ	2
解剖生理学Ⅰ	2	給食管理論	2				
食品学総論	2						
調理学	2						
調理学実習Ⅰ	1						
基礎栄養学Ⅰ	2						
公衆栄養学Ⅰ	2						
前期合計単位数	32	前期合計単位数	20	前期合計単位数	15	前期合計単位数	18
コマ数(1コマ:90分)	18	コマ数(1コマ:90分)	16	コマ数(1コマ:90分)	17	コマ数(1コマ:90分)	8

後期

1年次 教科目	単位	2年次 教科目	単位	3年次 教科目	単位	4年次 教科目	単位
臨床心理学	2	公衆衛生学Ⅰ	2	食品加工学	2	外書購読	2
コミュニケーション論	2	生化学実験Ⅰ	1	食品衛生学実験	1	健康スポーツ栄養学	2
国語表現法	2	病理学Ⅱ	2	介護食実習	1	臨床栄養管理学Ⅱ	2
栄養と健康	2	食品学実験Ⅰ	1	公衆栄養学演習	1	総合ゼミナールⅢ	2
基礎化学実験	1	食品機能論	2	臨地実習Ⅰ	2	総合ゼミナールⅣ	2
情報処理演習Ⅱ	1	応用栄養学Ⅱ	2	臨地実習Ⅱ	2		
英語Ⅱ	2	応用栄養学実習	1	臨地実習Ⅲ	1		
生化学Ⅱ	2	栄養教育論Ⅲ	2				
解剖生理学Ⅱ	2	栄養教育論実習Ⅰ	1				
食品学各論	2	臨床栄養学Ⅱ	2				
調理学実習Ⅱ	1	臨床栄養学実習Ⅰ	1				
基礎栄養学Ⅱ	2	給食管理実習	1				
栄養教育論Ⅰ	2						
臨床栄養学概論Ⅰ	2						
公衆栄養学Ⅱ	2						
後期合計単位数	27	後期合計単位数	18	後期合計単位数	10	後期合計単位数	10
コマ数(1コマ:90分)	17	コマ数(1コマ:90分)	20	コマ数(1コマ:90分)	6	コマ数(1コマ:90分)	5

1年次合計単位数	59	2年次合計単位数	38	3年次合計単位数	25	4年次合計単位数	28

卒業に必要な総単位数	150

【進級・卒業の要件等】	1.栄養士科 ・進級の要件は、成績評価で不可がないこと。 ・卒業の要件は、学則に定める単位の修得による。最低単位数は67単位及び最低時間数は1,878時間の修得。 2.管理栄養士科 ・進級の要件は1年次に38単位以上、2年次には76単位以上、3年次には114単位以上の修得。 ・卒業の要件は、学則に定める150単位すべての修得。
【取得する資格・検定等】	1.栄養士科 栄養士、介護職員初任者研修、食育栄養インストラクター、 食生活アドバイザー 2.管理栄養士科 栄養士、管理栄養士国家試験受験資格、介護職員初任者研修、 食育栄養インストラクター、食生活アドバイザー
【資格取得・検定試験合格等の実績】	平成26年度実績 栄養士　204名 管理栄養士取得　33名 介護職員初任者研修　54名 食育栄養インストラクター　148名 食生活アドバイザー　2級27名
【卒業者数・卒業後の進路】	平成26年度卒業者数　栄養士科　161名　管理栄養士科　43名 卒業後の進路 栄養士科　就職者152名　進学2名　管理栄養士科　就職者　36名 【内　訳】　【栄養士科】　【管理栄養士科】 病院・福祉給食関係　47.3%　61.3% 学校・保育園給食関係　38.8%　27.8% 事業所給食関係　4.6%　5.5% ドラッグストア　2%　2.7% 食品関係　2.7%　0% 公務員　0%　2.7% その他　4.6%　0%

基準３　　教職員	
【教職員数】	66名
【教職員の組織・教員の専門性】	1.教職員の組織 校長・教員・助手・事務職員・学校医 2.教員の専門性 医学博士、農学博士、保健医学博士、薬学博士、老年学修士、農学修士、 医療栄養学修士、食品栄養学修士、行政学修士、医師、管理栄養士、栄養士、 調理師、介護支援専門員、実践健康教育士、健康運動指導士 日本糖尿病療養指導士、病態栄養認定管理栄養士、日本応用心理学会認定応用心理士

基準４　　キャリア教育・実践的職業教育	
【キャリア教育への取組状況】	・キャリアセンターを設置し、専任の担当者が常駐し学生の対応を行っている。また、年間スケジュールとして職業理解のための特別講座を数多く計画実施している。管理栄養士科においては、「職業指導Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として4単位設定している。 ・就職対策講座 社会人としての一般常識・マナーから、コミュニケーション能力、採用試験対策と幅広く指導する。 ・卒業生懇談会 栄養士の職域で活躍する卒業生を学校に招き、職務の内容、実態などの職業理解のために実施。 ・メイク講座 社会人として好感が待たれるメイク技術を身に着ける。 ・学内企業説明会 学内に求人依頼実績のある企業を招き説明会を実施する。 採用担当者に直接質問等ができる。
【実習･実技等の取組状況】	1.栄養士科 法定科目以上に専門分野において科目を設定している。さらに、就職を考えた実習実技の科目を独自に設定している。 2.管理栄養士科 法定科目以上に専門基礎分野や専門分野で科目を設定している。さらに、就職を考えた実習実技および管理栄養士国家試験合格に向けた本校独自の科目を設定している。 なお、両科においてキャリアサポートカリキュラムとして、調理技術の向上をめざし調理技術試験を実施している。
【就職支援等への取組状況】	クラス担任制で、入学時より面談を定期的に実施し学生個々にあった就職相談にあたっている。 適切な職業選択ができるよう数多くの就職特別講座プログラムを計画実施している。 希望通りの就職先を確保するための企業開拓、就職依頼を専任の担当者が通年で行っている。

基準５　　様々な教育活動・教育環境	
【学校行事への取組状況】	主な学校行事の実施に対して、イベント計画書、終了時には学生アンケート及びイベント報告書の提出を義務づけている。提出された報告をもとに年度末に学校行事評価及び次年度学校行事計画案を作成。計画案は、まず次年度予算会議等で審議されたのち承認されれば事業計画となる。最終的に事業計画書（学校行事を含む）は理事会・評議委員会へ提出されている。
【課外活動】	クラブ活動 調理・食育クラブ、スポーツ栄養部 ボランティア活動 つぼみの会（小児糖尿病者支援）サマーキャンプ、最寄り駅付近の清掃活動など 生涯学習 アンチエイジングセミナー、東京都主催の食育フェアに参加

基準６　　学生への生活支援	
【学生支援への取組状況】	1.就職・アルバイト進学制度 経済的負担を軽減する為に就業しながら学びたい学生の為の制度 企業の社員寮の利用も可能。 2.教育訓練給付制度 教育訓練給付制度の適用を受けている。

基準７　　学生納付金・就学支援	
【学生納付金の取扱い】	事業計画に基づく予算編成が行われていること、会計監査においても問題ない。
【活用できる経済的支援措置の内容等】	1.特待生制度(社会に有為な人材を育成するために設定している) 一定の応募資格を設定し、S（30 万円）、A(10 万円)、B,C(5 万円)の各奨学金を給付している。(各若干名の募集) 2.日本学生支援機構奨学金 専任の担当者を配置し、利用者が利用しやすい環境を整えている。 3. 東京都育英資金 4.日本政策金融公庫ローン・他、提携金融機関のローンの利用 専任の担当者を配置し、利用者が利用しやすい環境を整えている。

基準８　　学校の財務	
【学校の財務の状況等】	事業計画に基づく予算編成が行われていること、会計監査においても問題がない。

基準９　　学校評価	
【自己評価･学校関係者評価の結果】	別紙の自己点検･自己評価及び学校関係者評価を参照
【評価結果を踏まえた改善方策】	学校関係者評価の評価結果や改善方策等のうち、特に企業等から参画した委員の意見について、今年度または次年度の教育活動その他の学校運営の改善等に活用することを組織として決定する。 具体的には本学は、栄養士養成施設･管理栄養士養成施設の認可校であるため、法令上既に定められているカリキュラムがある（特に講義)。法定科目として設定している演習や実習の一部は、教育課程編成委員会からの意見等がすでに反映されているものもあるが、より実践的かつ専門的な職業教育の充実を目指し、常に授業内容の見直しを行う。特に、栄養士科においては給食管理実習（校外実習)、管理栄養士科では臨地実習に際し、事前・事後の総合演習を実施し、さらに臨地実習総合発表会や臨地実習報告書（華実集）の作成を行い、学生一人ひとりが臨地実習で修得した成果の見極めを行っている。発表会や報告書等の検討を行い、習得の状況について確認を行う。

基準１０　　その他	
【学則】	

学校法人　華　学　園

華学園栄養専門学校学則

第1章　総　　則

（目　的）
第１条　　本校は、学校教育法並びに栄養士法に基づき、栄養に関する知識及び技能を修得させ、あわせて社会人として必要な一般教育を授けて栄養の指導者を養成し、もって国民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名　称）
第２条　　本校は、華学園栄養専門学校と称する。

（位　置）
第３条　　本校の位置を東京都台東区根岸１丁目１番地１２号に置く。

（自己点検・評価）
第４条　　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
２．前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第２章　課程及び学科、修業年限、定員、並びに休業日

（課程、学科、修業年限、定員）
第５条　　本校の課程、学科及び修業年限、並びに定員は次のとおりとする。

昼夜別	課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総 定 員	学級数	備　考
昼	栄養専門課程（衛生関係）	栄養士科	２年	160名	320名	８	４月入学
		管理栄養士科	４年	40名	160名	４	４月入学
	計			200名	480名	１２	

（学年、学期の終始期）
第６条　　本校の学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
２．栄養専門課程の学期は次のとおりとする。
前期　　４月１日から９月３０日まで
後期　１０月１日から３月３１日まで

（休業日）
第７条　　本校の休業日は、次のとおりとする。ただし休業日において校長が特別必要と認めた場合は、授業を課することが出来る。
（１）日曜日
（２）国民の祝日に関する法律で規定する日
（３）夏季休業　　　７月２５日から８月３１日まで
（４）冬季休業　　１２月２５日から１月　７日まで
（５）春季休業　　　３月２０日から４月　５日まで
（６）開校記念日　　５月１日
２．教育上の必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
３．非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第３章　教育課程、授業時数及び教職員数

（教育課程、授業時数）
第８条　　本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

（授業時間数の単位への換算）
第９条　　各授業の科目の単位は、４５時間の学修を必要とする授業内容をもって１単位とすることを原則とし、当該授業による教育効果および授業外に必要な学修を考慮して次の基準によって計算する。
（１）講義、演習については、１５時間から３０時間の授業をもって１単位とする。
（２）実験、実習、研修については、３０時間から４５時間の授業をもって１単位とする。
２．前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時間については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。
３．１年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、３５週にわたることを原則とする。

（他の専修学校等における授業科目の履修）
第１０条　他の専修学校、短期大学、大学等において、教育上支障なく有益と認められた科目を、各専修学校、短期大学、大学等との協議に基づき履修した場合は、各学科の修了に必要な総授業時間の２分の１を超えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなす。

（入学前の授業科目の履修等の認定）
第１１条　本校の授業科目において、教育上有益と認められた科目については、他の専修学校、短期大学、大学等において履修した授業科目で、教育上支障のない場合に限り出願時に申請があれば、本校の規定に基づいて履修したことを認めることがある。

（始業及び終業の時刻）
第１２条　本校の始業及び就業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課 程 名	学 科 名	始 業 時 刻	終 業 時 刻
昼	栄養専門課程	栄 養 士 科	９時００分	１６時２０分
		管理栄養士科	９時００分	１６時２０分

（教職員組織）
第１３条　本校に次の教職員を置く
（１）校　　長
（２）教　　員　　２５名以上（専任２５名以上）
（３）助　　手　　　８名以上
（４）事務職員　　　２名以上
（５）学 校 医　　　１名
２．前条に規定する教職員に関する規定は別に定める。
３．校長は、校務をつかさどり所属職員を監督する。

第４章　入学、休学、退学、卒業

（入学資格）
第１４条　本校の入学資格は次のとおりとする。
栄養専門課程
（１）高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
（２）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
（３）文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（４）文部科学大臣の指定した者
（５）大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
（６）高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
（７）修業年限が３年の専修学校の高等課程を修了した者
（８）学校教育法施行規則第１８３条第２項の規定により大学に入学した者であって、専修学校において、高等学校を卒業した者に準じる学力があると認められた者
（９）その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

（入学時期）
第１５条　本校の入学時期は、毎年次のとおりとする。
栄養専門課程　４月１日とする。

（入学手続、認可）
第１６条　本校の入学手続きは、次のとおりとする。
（１）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第２４条に定める入学検定料を添えて指定日までに出願しなければならない。
（２）前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
（３）本校に入学を許可された者は、入学許可の日から１５日以内に第２４条に定める入学金を添えて手続きをとらなければならない。

（休学、復学）
第１７条　生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって１箇月以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出し、校長の許可を受けなければならない。
２．校長は、疾病のため、修学することが適当でないと認められる生徒に対して、休学を命ずることが

ある。

３．前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

（退　学）

第１８条　退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（評価・修了の認定）

第１９条　校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。

ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

（卒　業）

第２０条　本校の所定の課程を終了した者には、卒業証書を授与する。

（称号の授与）

第２１条　前条に規定するところにより、次の各号に掲げる課程の学科を修了した者に対し、当該各号に定める称号を授与するものとする。

（１）栄養専門課程　栄養士科　　　　専門士（栄養専門課程）

（２）栄養専門課程　管理栄養士科　　高度専門士（栄養専門課程）

第５章　賞　罰

（褒　賞）

第２２条　成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

（懲　戒）

第２３条　生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

２．懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

３．退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

（１）性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

（３）正当な理由がなくして、出席が常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第６章　入学金、授業料等

（納付金）

第２４条　本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

（１）栄養専門課程　栄養士科　　入学検定料　20,000 円

項　　　　目	１年次	２年次	備　考
入学金（入学時のみ）	200,000		
施　設　費（年　額）	150,000	150,000	
授　業　料（年　額）	600,000	630,000	
実験実習費（年　額）	230,000	250,000	
維　持　費（年　額）	70,000	70,000	

（小　計）	1,250,000	1,100,000	
合　計	2,350,000		

（2）栄養専門課程　管理栄養士科　　入学検定料　20,000円

項　　目	1年次	2年次	3年次	4年次	備 考
入学金（入学時のみ）	250,000				
施　設　費（年　額）	260,000	260,000	260,000	260,000	
授　業　料（年　額）	680,000	680,000	680,000	680,000	
実験実習費（年　額）	240,000	240,000	240,000	240,000	
（小　計）	1,430,000	1,180,000	1,180,000	1,180,000	
合　計	4,970,000				

（納入及び納入の特例）

第２５条　生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

２．生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

３．特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

（滞　納）

第２６条　正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を１箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命じることがある。

（納入金の還付）

第２７条　既に納入した入学金、施設費、授業料、実験実習費、維持費及び入学検定料は、原則として返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

（１）３月３１日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は推薦入学試験（これに類する入学試験を含む）に合格して本校と在学契約を締結した生徒は除く。）については、原則として、生徒等が納付した施設費、授業料、実験実習費及び維持費の返還に応じる。

（２）特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、生徒等が納付した施設費、授業料、実験実習費及び維持費の全部又は一部を返還することがある。

（寄宿舎）

第２８条　寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

（健康診断）

第２９条　健康診断は、毎年１回、別に定めるところにより実施する。

附　　則

１．この学則は、昭和５５年４月１日から施行する。
２．この学則の施行に関する必要な事項は、校長が別に定める。

附　　則

１．この学則は、昭和５９年４月入学生より実施する。
２．この学則は、昭和５９年４月１日から施行する。
３．この学則は、昭和６１年４月１日から施行する。
４．この学則は、昭和６２年４月１日から施行する。
５．この学則は、平成元　年４月１日から施行する。
６．この学則は、平成２　年４月１日から施行する。
７．この学則は、平成３　年４月１日から施行する。
８．この学則は、平成４　年４月１日から施行する。
９．この学則は、平成５　年４月１日から施行する。
１０．この学則は、平成６　年４月１日から施行する。
１１．この学則は、平成７　年４月１日から施行する。
１２．この学則は、平成８　年４月１日から施行する。
１３．この学則は、平成１４年４月１日から施行する。
１４．この学則は、平成１８年４月１日から施行する。
１５．この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

第２４条に定める実験実習費については、附則第１５項の規定にかかわらず、平成１８年度入学生については440,000円とし、平成１９年度入学生 については480,000円とする。

１６．この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

第５条の規定に関わらず、平成２１年度については、各学年の定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	第１学年	第２学年	第３学年	第４学年	備 考
栄養専門課程（衛生関係）	栄養士科	160名	250名	－	－	
	管理栄養士科	40名	40名	40名	40名	
計		200名	290名	40名	40名	

１７．この学則は、平成27年４月１日から施行する。

第８条に規定する別表1、栄養専門課程（衛生分野）、栄養士科については、平成27年４月入学生より適用する。

【学校運営の状況に関するその他の情報】	

資金収支計算書

（単位：円）

収入の部		支出の部	
科目		科目	
学生生徒等納付金収入	1,481,214,598	人件費支出	754,839,288
手数料収入	12,723,640	教育研究経費支出	186,617,084
寄付金収入	0	管理経費支出	88,457,317
補助金収入	6,179,084	借入金等利息支出	0
資産運用収入	186,480,585	借入金等返済支出	0
資産売却収入	2,687,368,294	施設関係支出	10,341,000
事業収入	11,558,150	設備関係支出	14,273,879
雑収入	86,030,230	資産運用支出	3,111,062,745
前受金収入	984,060,000	その他の支出	669,463,163
その他の収入	742,947,961	資金支出調整勘定	△ 54,875,000
資金収入調整勘定	△ 1,209,474,987	次年度繰越支払資金	3,275,584,531
前年度繰越支払資金	2,522,498,592		
収入の部合計	7,511,586,147	支出の部合計	8,055,764,007
	6,198,562,542		4,835,054,476

消費収支計算書

（単位：円）

収入の部		支出の部	
科目		科目	
学生生徒等納付金	148,214,598	人件費	754,839,288
手数料	12,723,640	教育研究経費	339,205,727
寄付金	0	管理経費	111,883,683
補助金	10,456,084	借入金等利息	0
資産運用収入	186,480,585	資産処分差額	0
資産売却差額	55,102,797	徴収不能額	0
事業収入	11,558,150	徴収不能引当金繰入	0
雑収入	86,030,230		
帰属収入合計	1,843,566,084		
基本金組入額合計	△ 19,917,605		
消費収入の部合計	1,823,648,479	消費支出の部合計	1,205,928,698
		当年度消費収入超過額	617,719,781

貸借対照表　　（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目		科目	
固定資産	3,600,001,876	固定負債	2,426,187
有形固定資産	3,424,037,465	流動負債	1,205,015,663
その他の固定資産	175,964,411	負債の部合計	1,207,441,850
流動資産	12,026,087,877	基本金の部合計	7,495,243,785
	0	消費収支差額の部合計	6,923,404,118
資産の部合計	15,626,089,753	負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	15,626,089,753